

ひまわり荘 調理業務委託

公募型プロポーザル実施要領

下越福祉行政組合

(令和6年8月21日公告)

ひまわり荘 調理業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 業務の名称

ひまわり荘 調理業務委託

2 業務の目的

利用者の健康増進を図るうえで重要な給食の調理業務において、競争原理や公平性を確保しつつ、より利用者の特性と嗜好に配慮した食事を提供できる業者を選定するため、プロポーザルによる総合評価の競争とすることで、価格とサービス内容のバランスに最も優れた業者に業務委託し、効率的な施設運営を行うことを目的とする。

3 対象施設の概要

救護施設 ひまわり荘 利用者 90名

4 業務を行う施設名称及び施設所在地

救護施設 ひまわり荘
新潟県胎内市塩沢279番地

5 業務の内容

調理業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり

6 契約期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）

7 企画提案方法

(1) 公募型プロポーザルに参加を希望する事業者（「13 参加資格要件」を参照）は、以下に掲げる書類を提出期限までに提出先へ持参又は郵送すること。（郵送の場合は、提出期限までに必着。）

なお、提出部数は、①、②、⑤は1部、③、④、⑥、⑦は、正本1部及び副本6部とする。

- ① 公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 福祉施設給食調理等業務履行実績（様式第3号）
- ④ 保険等の加入状況について（様式第4号）

- ⑤ ひまわり荘調理業務委託プロポーザル提案書類提出書（様式第7号）
- ⑥ 企画提案書等（様式第8号から様式第16号まで）
- ⑦ 見積書（様式第17号）

(3) 提出期限

令和6年9月30日（月）午後5時（必着）

(4) 提出先

「17 参加申込書、企画提案書等の提出期限及び方法」のとおり

8 見積方法

(1) 様式第17号の見積書に記載する金額は、令和7年度から令和9年度まで行うことを条件として、委託期間合計の業務委託料の金額（消費税及び地方消費税を除く）とする。また、各年度別の業務委託料の金額を記入しその積算根拠として経費内訳書（様式は任意）を添付すること。

(2) 令和6年度予算額 20,040,000円（税別、年額）

60,120,000円（税別、3年間の総額）

(3) 留意事項

令和6年度予算額は、見積の参考として示すものであり、予定価格を示すものではない。今後成立する予算に応じて、変更する可能性がある。

9 委託業者の選考方法

(1) 発注者において選定委員会を設置し、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に勘案した上で、次の選考基準に基づき、採点を行う。

選考基準

No.	項目	評価基準	配点
1	福祉施設における調理業務に対する考え方	利用者の特性と嗜好に配慮がされているか	15点
2	調理業務の実施内容	特別食等へのきめ細かい対応が可能か	15点
3	設備等管理	十分な管理体制が構築されているか	5点
4	運営管理	社員教育やバックアップ体制の管理面は十分か	10点
5	衛生管理	マニュアルや検査体制が構築されているか	10点
6	危機管理・非常時の対応	非常時における食事提供体制が構築されているか	5点

7	労働安全衛生	計画の有無や事故時の連絡体制が構築されているか	5点
8	受託実績(福祉施設関係)	同種施設の実績は十分か	5点
9	月間管理費	安価なサービスの提供が可能か	20点
10	その他	上記以外に創意工夫、積極的な提案があるか	10点
合 計			100点

(2) 選定委員会は、審査の結果、各審査項目の評価点の合計が最も高い提案者（第1順位者）を優先交渉権者として選定する。

(3) 第1順位者が複数いる場合は、以下の順で優先交渉権者を選定する。

① 第1順位者とした委員数が多い者

② 委員による協議

(4) 審査結果は、審査終了後、組合ホームページに掲載する。ただし、各評価項目の点数等は公表しない。また、異議申し立てについては応じない。

10 審査の実施

見積書、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容に基づき、上記9に記載の選定基準のすべての項目で、審査を実施する。審査にあたっては、発注者から企画提案書等に基づく質問書を送付する必要があるため、別に指定する日までに回答書を提出すること。

11 実施のスケジュール

内容	日程
公告日（提案事業者の公募開始）	令和6年8月21日（水）
調理室見学申込の受付期間	令和6年8月21日（水）～ 令和6年8月28日（水）
調理室の見学会	令和6年9月4日（水）～ 令和6年9月10日（火）
質問の受付期間	令和6年8月21日（水）～ 令和6年9月18日（水）正午必着
質問に対する回答	令和6年9月24日（火）

参加申込書、企画提案書等の提出 期限（応募締切日）	令和6年9月30日（月）午後5時必着
プレゼンテーション選考会	令和6年10月16日（水）～ 令和6年10月18日（金）のうち1日を予定
選考結果の通知	令和6年10月28日（月）郵送
優先交渉権者との協議	令和6年10月28日（月）以降
業務委託契約候補者の決定	令和6年11月上旬
業務引き継ぎ	令和6年11月中旬～ ※現委託業者と協議
業務委託の運用開始	令和7年4月1日（火）

1 2 参加申込みの手続き方法

(1) 関係書類の配布

実施要領等は、公告日から提出期限までの間に、当組合ホームページから入手すること。

*当組合ホームページアドレス <https://www.shibata-kouiki.jp/s-kouiki/>

(2) 配布資料

様式番号	様式名称
様式第 1 号	公募型プロポーザル参加申込書
様式第 2 号	誓約書
様式第 3 号	福祉施設給食調理等業務履行実績
様式第 4 号	保険等の加入状況について
様式第 5 号	調理室見学申込書
様式第 6 号	質問書
様式第 7 号	ひまわり荘調理業務委託プロポーザル提案書類提出書
様式第 8 号	企画提案書（かがみ文）
様式第 9 号	福祉施設における調理業務に対する考え方について
様式第 10 号	調理業務の実施内容について
様式第 11 号	調理業務の設備等管理について
様式第 12 号	調理業務の運営管理について
様式第 13 号	衛生管理について
様式第 14 号	危機管理・非常時の対応について

様式第15号	労働安全衛生の実施体制について
様式第16号	独自提案について
様式第17号	見積書
様式第18号	参加辞退届

(3) 仕様書に係る質問の受付・回答及び調理室の見学について

質問については、下記①～③に定めるところにより提出すること。

① 質問の受付期間

令和6年8月21日（水）～令和6年9月18日（水）正午必着

※土曜日・日曜日は除きます。

② 提出方法

質問書（様式第6号）に記載のうえ、電子メールで提出すること。

③ 質問の回答

質問と回答の内容は、当組合のホームページに掲載する。ただし、質問の内容で事業者選考に公平性を保てないと判断した場合には、回答しない。

《回答日》 令和6年9月24日（火）

④ 調理室の見学について

調理室の見学を希望される方は、調理室見学申込書（様式第5号）を電子メールにて提出すること。

見学申込書の受付順に見学日時を指定し、事業者あてにメールにて通知する。

なお、希望日時の指定はできないものとする。

(4) プロポーザル審査

① 日時及び会場

詳細については、別途電子メールにて通知する。

② 審査の時間

1事業者につき50分以内 (I)プレゼンテーション 30分以内

(II)ヒアリング 20分以内

③ 出席者

1事業者につき3名までとする。

なお、受託後に管理責任者となる方は、必ず出席すること。

④ 準備物

パソコンを使用する場合は、各事業者で準備すること。

プロジェクター、スクリーン及び電源は当組合で用意する。

⑤ 審査の順番

参加申込書の受付順とする。

1 3 参加資格要件

委託期間中、安全かつ円滑に調理業務を遂行できる事業者であることが必要のため、次のいずれも満たしていること。

- (1) 当組合の令和6・7・8年度物品の調達等入札参加資格者名簿の小分類「福祉施設関連業務」に登録されていること。（登録されていない場合は、参加申し込み期限までに申請すること。）
- (2) 公告の日からプレゼンテーション選考会の日までの間、組合が準用する新発田市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成19年新発田市告示第90号)の規定に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 営業に関し、法令の規定に基づく許可、認可、登録、免許を受けていること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても手続開始の決定後、経営事項審査を受け、当組合の入札参加資格審査申請書を再度提出し、当組合の資格審査を経て有資格業者と認定をされた者で、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く)。
- (5) 過去3年以内に食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定による営業停止の処分を受けていないこと。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる場合を除く。
- (6) 食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して2年を経過していないこと。
- (7) 万一の事故に備えて損害賠償を確実に担保できること。
- (8) 緊急時に対応できる体制が整備されている者であること。
- (9) 公益社団法人日本メディカル給食協会又は他の調理業務委託関係の団体に加入し、代行保証制度が利用可能であること。
- (10) 地方税その他の租税の滞納がないこと。
- (11) 次の①から⑦までのいずれにも該当しないこと。
 - ① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ② 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - ③ 暴力団員であると認められる者

- ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- ⑥ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。⑦において同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- ⑦ 法人であって、その役員のうちに③から⑤までのいずれかに該当する者がある者

1 4 契約方法

優先交渉権がある事業者と委託金額や業務内容の詳細等、契約締結にかかる交渉を行うものとする。

なお、優先交渉権がある事業者と契約交渉が不調に終わった場合には、次点の事業者と交渉を行う。合意に達した事業者から正式に見積書が提出されたのち、委託金額を決定し、随意契約により締結する。

1 5 委託金額

(1) 委託料の支払い

委託料の支払いは月額とし、当月分の業務完了後に請求書を受領し、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

(2) 消費税の取扱い

契約締結後、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって消費税額等に変動が生じた場合は、委託者は、この契約を変更とすることなく契約金額に変更後の相当額を加減して支払うものとする。

1 6 留意事項

- (1) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項についてはひまわり荘が定める。
- (2) 提出期間後の提出書類の変更及び差し替えは、ひまわり荘により提出書類の変更が必要と判断したとき以外は認めない。なお、提出書類は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書等は、下越福祉行政組合情報公開条例に基づき公開することがある。
- (4) 提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 企画提案書、プレゼンテーション資料等の一切の費用は、提案者の負担とする。
- (6) 企画提案書、プレゼンテーション資料等に虚偽、その他、不適切な事項が発覚した場合は、直ちに失格とする。（契約締結後も同様）
- (7) 本プロポーザルは、契約候補者の選定を目的に実施するものであり、契約内容において必ずしも提案内容に沿うものではない。

1 7 参加申込書、企画提案書等の提出期限及び方法

〒959-2804 胎内市塩沢 279 番地

下越福祉行政組合 救護施設ひまわり荘

TEL 0254-47-3100

E-mail himawari@shibata-kouiki.jp